

今回も、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1 委員会の中間報告の議決について

本市議会において、議員定数に関する調査特別委員会が設置されたことを受け、数箇月にわたり調査等を行ってきた結果、現時点での委員会での調査状況などについて、本会議で報告することになった。

現時点では、調査事項に関する当該特別委員会の結論が出ていないことから、会議規則に基づく委員会での中間報告の取りまとめを行うことになった。

しかし、各委員の定数に関する意見に隔たりがあるため、中間報告の内容について、全委員の合意が取れない状況が続いている。このような状況から一部の委員から議決で決めるべきという意見が出ている。

本市では、中間報告を含め、委員会の各種報告を議決したことがないことから、このような運営が可能なのか。

連載⑥0

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
企画議事部法制主幹
本橋 謙治

A1 結論から言いますと、中間報告の内容を委員会の議決で決定することは可能と考えます。

中間報告など、各種報告に限らず、委員会という会議体の意思は、議決という形で決定されるのが基本です。このため、委員会に付託された条例（案）などの議案は、最終的には議決で委員会の意思（可決、否決）が決まることとなります。

今回は、条例などの議案ではなく、調査事件であること、調査の中間報告であることから、必ずしも議決を伴うものではありませんが、先に述べたように、委員会の意思は議決で決定するのが原則であることから、委員会の意見がまとまらないとき、最終的には議決で委員会としての意見を決定することになります。

もちろん、様々な意見がある中で、議決で意見を決定することは、委員会での議論がある程度尽くされた上で行うべきであり、十分な議論を行うことなく、議決で意見を決定することは、その後の委員会運営に悪影響を及ぼす可能性があるため、十分な議論が行われたと判断する時期を見極めることが重要です。

なお、Q1の中間報告に限らず、委員会に付託された議案（ex. 条例（案）や予算（案）など）の委員会報告書も委員会の議決で決定することが可能ですが、実際は、委員長への一任を取り付けて、委員長がこれらの内容を決定しているケースが多いと思われます。

参考 標準市議会会議規則

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認める

ときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができるとある。

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

Q2 予算の質疑について

本市議会では、委員会に付託された当初予算（案）の質疑の方法として、議決対象である款項のうち、項ごとに質疑を行うこととしている。

今回、Aという項について質疑が行われ、これに関する質疑が終了し、次のBという項に関する質疑に入ったが、Aの項への質疑を不十分と考える議員が多数いることが明らかになった。

このような状況を踏まえ、委員長がAの項に関する質疑を再開することを提案したが、既にAの項に関する質疑が終結していることを理由に質疑の再開に難色を示す委員がいる。

どのように対応することが適当か。

A2 まず、質疑の再開についてですが、厳格に解するならば、不可能と考えます。

委員会での審査対象は、当初予算（案）全体ですが、委員会での質疑は、項ごとに行っています。つまり、質疑の対象を各項に限定し、質疑に付している運営です。この場合の委員長の発言は、「Aの項に関する質疑を行います。」、「Aの項に関する質疑を終了します。」と宣告しているものと思われれます。

このような運営で質疑を行っているならば、質疑の再開に難色を示している議員の指摘のとおり、既にAの項に関する質疑は終了していると解さざるを得ません。よって、原則として、質疑の再開はできないと考えます。

しかし、委員会審査の目的は、付託された事件を詳細に審査して、その可否を決することです。質疑が不十分であるにもかかわらず、質疑の終了を理由に付託された当初予算（案）の審査が不十分な状態で可否を決することは、委員会審査の目的に反するものであり、仮に採決後に審査不十分を理由に再審査の手続を取ることは、効率的な委員会運営の観点から、好ましい運営ではないと考えます。

以上のことから、会議規則などに明確な根拠はありませんが、委員会審査の目的を考慮して、補充質疑という形での運営が許容されると考えます。

補充質疑は、質疑終了後であっても、事件の賛否に重大な影響を与えるような新しい内容のものが明らかになった場合、あるいは委員長の議事整理上の不手際などがあって、当該委員会などで了解されたような場合などに認められると考えます。

以上のことから、委員会の議決を経て補充質疑を行うことに対応することが適当と考えます。

参考 平成10年版 参議院委員会先例集

141 質疑終局の後、特に補充して質疑を行った例

質疑が終局したのちは質疑を行うことはできないが、委員の申出により、委員長が、委員会に諮り、特に補充して質疑を行うことを許可した次のような例がある。

第2回国会財政及び金融委員会（昭和23年4月6日）において、証券取引法を改正する法律案の審査に当たり、前回の委員会において質疑を終局していたが、委員から特に質疑を許可されたい旨の申出があり、委員長は、委員会に諮ったところ異議がなかったため、これを許可した。

その他同例がある。

Q3 反対討論があった事件の採決について

今定例会に提出された意見書（案）について議長が討論に付したところ、ある議員が反対討論を行った（当市議会では、討論については通告制を採用していない）。

当該議員以外に討論を行う議員がいなかったことから、議長は意見書（案）の採決を簡易採決で行った。その結果、意見書（案）は原案可決となった。

散会后、一部の議員から議長が簡易採決で意見書（案）を諮ったのは問題であり、議決の取消し及び採決のやり直しを求めてきた。

これら議員の要求に対し、どのような対応が適当なのか。

A3 まず、一部の議員が要求している議決の取消しについては、不可能と解します。一度議会が確定させた議決結果（Q3の場合、可決）を取消しできると解すると、議決の安定性が損なわれてしまうからです。

したがって、議決の取消しに基づいて行われる採決のやり直しも不可能と解します。

次に、議長が簡易採決を用いたことについてですが、会議規則上、反対討論があった場

合には、簡易採決を用いることを禁止する規定はありません。しかし、仮に反対討論があったにもかかわらず、議長が簡易採決を用いた場合、反対討論を行った議員が「異議あり」と発言することが予想されます。この「異議」が出された場合、議長は起立による採決に移行する必要があります。

このように、簡易採決を行ってから起立採決を行うことが議事運営の効率性の観点から問題があると判断すれば、議長は、最初から起立採決を採用することになります。

Q3における議長の議事運営は、議事運営の効率性の観点から最適ということではできませんが、このような運営が直ちに会議規則に反するということにはならないと考えます。

なお、このような議長の運営が問題というならば、採決時に議事進行発言で簡易採決ではなく、起立採決を求めるとか、簡易採決時における議長の「異議ないか」の発言に対して、「異議あり」と議員が発言することで、起立による採決に移行することが可能です。よって、簡易採決に不満があるならば、採決時に前記の発言等を行うべきであり、採決が終了してから議決の取消しや採決のやり直しを申し出るべきではないと考えます。また、標準市議会会議規則第76条のただし書に定める「異議」は、議長が「異議ないか」確認し

たところ、議員から「異議」がないと判断し、「御異議なし認めます。」という宣告に対する「異議」であり、議長の「異議ないか」の問いに対する「異議」についての規定ではないとされていることから、一人の「異議」で起立採決に移行することになります。

参考 行政実例（昭和8年2月7日）

県会は、その既になしたる選挙又は議決を自ら取り消すことを得ず。

参考 標準市議会会議規則

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならぬ。

Q4 発言通告について

一般質問の発言通告を提出したある議員が、通告書にはA、B、C、Dの項目順に質問する旨が記載されていたが、実際はA、B、D、Cの順で質問を行った。

これに対して、一部の議員から通告外の発言ではないかという指摘があったが、通告外の発言に該当するののか。

A4 結論から言いますと、通告外の発言には該当しないと考えます。

発言通告書の趣旨は、あらかじめ議員が発言する内容（Q4の場合、質問の内容）を議長や答弁する執行機関が把握することにより、発言順序の決定などの円滑な議事運営や正確な答弁の作成に資するためのものであると考えます。

したがって、発言通告書について最も留意すべき事項は、通告を行った議員の発言の内容が、通告書に記載されている内容と同じかという点であり、発言する順序が発言通告書の記載のとおりであるかということではないと考えます。

以上のことから、発言通告書に記載されている順序通りに一般質問が行われなかったことに違和感を感じることはあると思います。一部、一部の議員が指摘する「議題外の発言」ということにはならないと考えます。

参考 標準市議会会議規則

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出

しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 省略

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

参考文献

- 議会運営の実際（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実判例集（ぎょうせい）
- 注釈地方自治法（第一法規）
- 平成10年版 参議院先例集（参議院事務局）

